

施設利用の 負担軽減について お知らせします

低所得の介護保険

施設利用者の 食費・居住費の軽減 (負担限度額)

①平成28年8月から非課税年金も所得の一部として判定に使用します

介護保険の施設サービス・短期入所サービスを利用する場合、介護サービス費用のほか、食費と居住費（部屋代）および日常生活費が自己負担となります。食費と居住費は、収入等に応じて負担限度額が設けられています。

申請により負担限度額認定が行われると、下表の該当要件を満たす方は通常よりも食費・居住費が安くなります。

この認定を行う際、今年から、遺族年金、障害年金などの非課税年金も所得の一部として判定に使用します。

これにより、これまで第2段階に該当していた方が、第3段階に該当する可能性があります。

負担額	軽減後の居住費〈日額〉			軽減後の食費〈日額〉
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室 従来型個室	多床室	
該当要件				
第1段階	老齢福祉年金受給者生活保護の受給者等	820円	490円(320円)	0円 300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税 ・別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も非課税 ・預貯金等の資産合計が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下	820円	490円(420円)	370円 390円
第3段階	第2段階に該当しない方	1,310円(820円)	1,310円(820円)	370円 650円

※（）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の金額。

②8月からの負担限度額認定証の申請受付について

7月まで有効の負担限度額認定証をお持ちの方には、すでに申請

書類を発送させていただきましたが、申請は8月1日(月)までにお願いします。

申請に必要なもの

申請書兼同意

書、利用者本人の預貯金通帳のコピー（配偶者が健在の場合、配偶者の分も必要）、印鑑、利用者本人のマイナンバーがわかるもの（申請書に個人番号を記入した場合のみ必要）、申請者の身分確認ができるもの（運転免許証等）

申問 高齢者介護課 ☎ 25-15205

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-16082
大滝 ☎ 55-10865
荒川 ☎ 54-12116

社会福祉法人等による 利用者負担の軽減制度

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。申請に必要なもの 印鑑、医療保険の被保険者証、世帯全員の収入および預貯金等の金額がわかるもの（通帳等）

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 ☎ 25-15205

吉田 ☎ 72-16082
大滝 ☎ 55-10865
荒川 ☎ 54-12116

申請期限は
8月10日(水)
までです



年金生活者等支援 臨時福祉給付金 (高齢者向け)

市役所では省エネルギーと公務能率向上のため、10月31日(月)まで「クールビズ」を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。問人事課 ☎ 22-2207